

**精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修**  
 ホームヘルパーとしての基礎知識を学ぶ！

訪問介護の長年の経験を持つ講師から、ホームヘルパーとしての知識・技術を基礎から学び、利用者との信頼関係が築けるよう一緒にスキルアップさせよう。

とき 9月15日(火) 午後6時30分～8時30分

ところ 市民会館・萌え木ホールA・B会議室

講師 境野みね子さん(日本ホームヘルパー協会副会長) 定員 50人(申込順)

その他 会場に空きがある場合は、当日参加も受け付けます。

申込 9月1日～11日に、電話で自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9841)へ。

**身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方へ**  
**ガソリン代を助成**

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方が生活のために使用する、自動車のガソリン代の一部を助成しています。すでに助成の決定を受けた方は、請求書(8月末ごろに発送)を提出してください。対象 自動車税または軽自動車税

**喜寿・米寿・白寿・100歳以上の方に長寿をお祝いする品を贈呈**

高齢者の方の長寿をお祝いし、平成27年9月1日現在、米寿(88歳)、白寿(99歳)、100歳以上の方に、記念品を9月30日(水)までお届けします。

また、喜寿(77歳)の方には、市内小学生が作成した

自動車税が減免されている方で、障がいのある方(※)が自ら運転するか、生計を同じくする方が障がいのある方のために運転する場合 ※ 個別等級で体幹または下肢障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級の方、愛の手帳1・2度の方

助成額 ▽ガソリン1リットルにつき75円、1か月40リットルを限度とします。▽軽油1リットルにつき40円、1か月75リットルを限度とします。

振込日 9月30日(水) ※ 指定日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れることがあります。

申請方法 9月10日までに、請求書に平成27年3月～8月分のガソリン等の使用量が記入されている領収書を添えて、自立生活支援課(市役所第二庁舎2階)へ。

問合せ 自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9841)

**生活にお困りのときは生活保護制度**  
 病気やケガ、さまざまな障がい等のために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、

自立の手助けをします。生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。

一人でも思い悩むより、早めにご相談ください。 問合せ 地域福祉課生活福祉係(☎042-387-9840)

「お祝いカード」をお送りします。対象となる方で、届かない場合は、係までお問い合わせください。 問合せ 介護福祉課高齢福祉係(☎042-387-9843)

**救急医療災害支援情報キットのご活用を**

市では、救急時や災害時に活用できる「救急医療災害支援情報キット」を給付しています。

同キットは、救急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がいの程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。

対象 次のいずれかに該当する在宅の方およびそれに準ずる方  
 ▽75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方等で、民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している方  
 ▽身体障害者手帳1・2級の方  
 ▽愛の手帳

1・2度の方 ▽精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
 ▽難病者福祉手当を受給されている方  
 申請方法 直接、地域福祉課(市役所第二庁舎2階。午前8時30分～正午、午後1時～5時)、保健センター、福祉会館、各地域包括支援センター、本町高齢者在宅サービスセンター、障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センターそらへ。

※ 代理の方の申請も可能です。 問合せ 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)



が免除されます。 問合せ 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

【学習塾等受講料貸付金】 中学校3年生・高校3年生 20万円以内  
 【高校・大学等受験料貸付金】 高校受験 2万7千400円以内(1校当たり上限2万3千円。4校まで)、大学受験 10万5千円以内(1校当たり上限3万5千円。3校まで)

7月1日付け) 問合せ 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)



民生委員・児童委員が決まりました

▽榎野町4丁目8～11・15  
 21番地区担当  
 堀口実枝子(☎04222-5418055)  
 ▽中町2丁目1～7・19  
 23番地区担当  
 熊井和美(☎042-388-3663)

問合せ 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

**高齢者の各種制度**

市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としています。65歳未満の方でも利用できる制度もあります。詳しくは、介護福祉課(市役所第二庁舎2階) ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」「あったかいね介護保険」をご確認ください。各問合せ先の電話番号は、7面の左下をご覧ください。



**地域支援事業 介護予防のために**

高齢者の方が、住み慣れた地域で親しい方々とともに、いつまでも元気で生き生きと生活していただくために、生活機能の低下が気になり始めた方を対象に、介護予防プログラムを実施しています。

早期に集中的に介護予防プログラムを受けることにより、生活機能の回復を図り、要支援・要介護状態への予防ができます。

対象 ▽今まで元気だったのに、最近足腰が弱くなったと感じる方  
 ▽硬いものが食べにくくなった方  
 ▽飲み込みが悪くむせることが気になる方  
 ▽外に出るのがおっくうになった方  
 ▽「いつも同じことを聞く」と言われるようになった方

参加方法 まずは65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方が、生活機能が低下していないかどうかをチェックする「基本チェックリスト」で、自分で判定します。

判定結果をもとに、各地域包括支援センターへご相談いただき、二次予防事業対象者と決定した方は、プログラムに参加をお勧めします。基本チェックリストは、各地域包括支援センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

判定結果をもとに、各地域包括支援センターへご相談いただき、二次予防事業対象者と決定した方は、プログラムに参加をお勧めします。

介護予防プログラム  
 〈運動器の機能向上〉  
 足腰の衰えなど加齢に伴う運動器の機能低下を防止し、回復を図るために、ストレッチ、有酸素運動、筋肉トレーニングマシンを使った運動等を行います。

〈口腔機能の向上〉  
 硬いものが食べにくい状態の悪化を防止し、飲み込みにくさを改善するために、口腔清掃、口腔体操、栄養改善指導等を行います。

〈認知症予防〉  
 脳活性化プログラムを実施することにより認知機能を維持し、参加者同士のコミュニケーションを推進することで、共感・情報共有能力の維持を図ります。

軽度認知症高齢者の家族への支援のため、ボランティアのやさしき支援員が家庭を訪問し、話し相手等の援助を行います。 問合せ 桜町高齢者在宅サービスセンター

**介護相談・予防と生活支援**

問合せ 介護福祉課包括支援係、各地域包括支援センター

認知症高齢者相談と家族への支援(やさしき支援)

権利擁護センター

高齢者や障がいのある方が、地域で安心した生活をしていくために、消費者被害や成年後見制度利用、法律問題などの相談を受け付けています。また、認知症の高齢者や精神に障がいのある方などの日常生活を援助するため、有料で福祉サービスの利用支援や金銭管理、書類預かりなどをを行っています。 問合せ 権利擁護センター